

**【カードキャッシングにかかる書面の交付の同意及び勧誘の承諾】**

私は、株式会社エヌケーシー（以下「当社」という）が認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項及び、貸金業法第18条第1項の書面に代えて、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、貸付け及び弁済の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについてあらかじめ承諾するものとします。

また、私は、当社のクレジット関連業務に関する営業案内及び貸付けの勧誘に同意します。ただし、私が希望しない場合は営業案内（請求書に同封されるものを除く）及び貸付けの勧誘は一定期間停止されるものとします。